

## ペルソナ STACIA PiTaPa VISAカード会員特約 一部変更のお知らせ

2021年4月1日より、会員特約を一部変更致しますのでご案内申し上げます。  
主な変更内容は以下のとおりです。

### 「ペルソナ STACIA PiTaPa VISAカード会員特約」の変更について

変更点	改定後
三井住友カード株式会社の会員規約の名称変更に伴う、記載変更	第2条（会員と本カードの貸与） 1. 会員とは、四社に対しSTACIAカード会員規約、PiTaPa会員規約、ペルソナVISAカード会員特約、 <b>三井住友会員規約</b> 、各会員規約・特約に付随する各種規定・特約および本特約を承認のうえ入会申し込みをした個人のうち、四社が適格と認めた方をいいます。
	第4条（PiTaPa 利用に関する会員請求） PiTaPa 会員規約に基づき発生する会員の債務については第3条1項（4）の利用により生じた債務とともに三井住友が一括して請求するものとし、会員は、会員指定の口座から <b>三井住友会員規約</b> に定めた約定決済日に支払うものとしします。

### 「ペルソナVISAカード会員特約」の変更について

変更点	改定後
三井住友カード株式会社の会員規約の名称変更に伴う、記載変更	第2条（会員） 本特約ならびに <b>三井住友会員規約</b> （以下「カード会員規約」という）を承認のうえ入会の申し込みをした方で、ペルソナおよび三井住友（以下「両社」という）が認めた方を会員（以下「会員」という）とし、カードを貸与します。

会員特約全文は [こちら](#) でご覧いただけます。